

第三セクター等の経営改革について

財政的リスクの状況調査

- 平成27年度決算における第三セクター等^(※1)7,410法人のうち、地方公共団体が損失補償等^(※2)を行っている1,193法人について財政的リスクの調査を実施し、調査結果を前年度調査と比較した上で、公表済(平成29年1月)。
- 調査対象法人のうち、当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合が実質赤字の早期健全化基準に達している法人は73法人(前年度調査比▲25法人)、債務超過の法人は125法人(同▲8法人)、経常赤字の法人は410法人(同▲39法人)。調査対象の土地開発公社479法人(同▲14法人)のうち、債務保証等の対象となっている長期保有土地が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の法人は62法人(同▲12法人)。
- 第三セクター等が経営破たんした場合に財政負担を負うリスクが高い水準に達している地方公共団体や、こうした財政的リスクを正確に把握していない地方公共団体にあつては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。

(※1) 地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人・財団法人及び会社法人並びに地方三公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社)をいう。

(※2) 損失補償、債務保証、貸付をいう。

<公表イメージ> ○:今年度新たにI~IVの各基準に該当したもの ◎:2年連続でI~IVの各基準に該当し、かつ当該基準値(額)が減少 ●:2年連続でI~IVの各基準に該当し、かつ当該基準値(額)が増加

(単位:百万円、%)

報告地方公共団体名	法人分類	法人名	I 当該地方公共団体の財政規模に対する損失補償等の割合が早期健全化基準に達している法人							II 債務超過法人			III 経常赤字法人			IV 債務保証等の対象となっている長期保有土地の規模						
			損失補償・債務保証付債務残高 A	短期貸付金 B	(A+B)/標準財政規模	実質赤字の早期健全化基準	前年度調査		増減 (A+B)-(A'+B')	純資産額及び正味財産額 C	前年度調査		増減 C-C'	経常損益額及び当期正味財産増減額 D	前年度調査		増減 D-D'	IV 債務保証等の対象となっている長期保有土地の簿価総額が、当該地方公共団体の財政規模の10%以上となっている公社		E' 標準財政規模	前年度調査	
							A'+B'	増減			C'	増減			D'	増減		E	E'		増減	E-E'
A県	公益財団法人	A県産業振興センター	1,000	200	0.50%	3.75%	1,300	▲100	4,500	4,600	▲100	○	▲50	10	▲60	-	-	-	-	-	-	-
A県	一般社団法人	A県林業公社(林業公社)	◎	20,000	0	6.50%	3.75%	22,000	▲2,000	3,500	4,000	▲500	◎	▲10	▲180	170	-	-	-	-	-	-
A県〇〇市	会社法法人	〇〇観光振興公社	○	0	50	0.18%	13.00%	45	5	▲50	▲40	▲10	●	5	2	3	-	-	-	-	-	-
B県	地方住宅供給公社	B県住宅供給公社	○	6,500	1,500	2.50%	3.75%	8,500	▲500	20,000	17,000	3,000	○	750	850	▲100	-	-	-	-	-	-
C県	地方道路公社	C県道路公社	◎	70,000	0	4.50%	3.75%	75,000	▲5,000	100,500	100,000	500	○	80	▲30	110	-	-	-	-	-	-
D県〇×市	土地開発公社	〇×市土地開発公社	○	1,500	0	4.50%	12.50%	2,000	▲500	450	400	50	○	▲5	5	▲10	◎	4,000	12.00%	4,300	▲300	

改革の先進事例集の作成

- 第三セクター等改革などの先進事例集を作成・公表し、全国に横展開(平成29年3月末までに公表予定)。
- ・ 整理・再生等の抜本的改革及び損失補償の削減や債務超過の解消等の経営健全化の取組事例について、調査を実施中。
- ・ 取組の背景(要因)、取組内容、検討過程、効果額及び他団体の参考となる点等で構成。